

平成二十四年法律第六号

東日本大震災の被災者に対する援助のため
の日本司法支援センターの業務の特例に関
する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災の被災者が裁
判その他の法による紛争の解決のための手続及
び弁護士等のサービスを円滑に利用すること
ができるよう、東日本大震災の被災者に対する援
助のための総合法律支援法(平成十六年法律第
七十四号)第十三条に規定する日本司法支援セ
ンター(以下「支援センター」という。)の業
務の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条

この法律において「東日本大震災」と
は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地
方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の
事故による災害をいう。

2

この法律において「被災者」とは、東日本大
震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百
十八号)が適用された同法第二条に規定する市
町村の区域(東京都の区域を除く。)に平成二
十三年三月十一日において住所、居所、営業所
又は事務所を有していた国民又は我が国に住所
を有し適法に在留する者をいう。
(支援センターの業務の特例)

第三条

支援センターは、総合法律支援法第二十
三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務(以
下「東日本大震災法律援助事業」という。)を
行う。

一 被災者とその資力の状況にかかわらず援助
する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続(総合法律支援法第四条
に規定する民事裁判等手続をいう。イにおいて
同じ)、裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決
手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法
律第五十一号)第一条に規定する裁判外紛争
解決手続をいう。イにおいて同じ。)又は行政
庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に關
する不服申立ての手続であつて、被災者を当事
者とする東日本大震災に起因する紛争に係るも
の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解
の交渉であつて、裁判外紛争解決手続によら
ないものを含む。以下「被災者に係る民事裁判
等手続その他の手続の準備及び追行」という。)

のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人
が行う事務の処理に必要な実費の立替えをする
こと。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定す
る報酬及び実費に相当する額を支援センターに
支払うことを約した者のため、適当な東日本大
震災法律援助契約弁護士等(支援センターとの
間で、支援センターの東日本大震災法律援助事
業に關し、他人の法律事務を取り扱うことにつ
いて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総
合法律支援法第一条に規定する隣接法律専門職
者をいう。ニにおいて同じ。)にイの代理人が
行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五
号)その他の法律により依頼を受けた裁判所に
提出する書類を作成することを業とする者が
できる者に對し被災者に係る民事裁判等手続そ
の他の手続の準備及び追行に必要な書類(当該
業とすることができ他の人の依頼を受け報
酬を得てその作成を行うことを業とすることが
法律により制限されている書類を除く。)の作
成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必
要な実費の立替えをすること。

ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定す
る報酬及び実費に相当する額を支援センターに
支払うことを約した者のため、適当な東日本大
震災法律援助契約弁護士等にハに規定する書類
を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を
取り扱うことを業とすることができ他の人の
法律相談(刑事に關するものを除く。)を実施
すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
支援センターが東日本大震災法律援助事業を
行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一
項の業務方法書には、同条第二項に掲げる事項
のほか、東日本大震災法律援助事業に關し、東
日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申
込み及びその審査の方法に關する事項、前項第
一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び
実費の基準並びにそれらの償還に關する事項、
同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当す
る額の支払に關する事項その他法務省令で定め
る事項を記載しなければならない。この場合に
おいて、当該報酬は、東日本大震災法律援助事
業が被災者を広く援助するものであることを考
慮した相当な額でなければならず、かつ、当該
償還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等
手続その他の手続の準備及び追行がなされてい
る間、猶予するものとしなければならない。

(長期借入金)

第四条 支援センターは、総合法律支援法第四十
七条第五項の規定にかかわらず、東日本大震災
法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務
大臣の認可を受けて、長期借入金をすることが
できる。

2 支援センターは、毎事業年度、長期借入金の
償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けな
ければならない。

3 法務大臣は、前二項の規定による認可をしよ
うとするときは、あらかじめ、総合法律支援法
第十九条に規定する日本司法支援センター評価
委員会の意見を聴かなければならない。

(総合法律支援法の適用)

第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事
業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合
法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほ
か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条 この法律	この法律又は震災特例法
第二十条 この法律	この法律又は震災特例法
第二十一条 この法律	この法律、震災特例法又は 第二十三 条第五項 又は準用 通則法(震 災特例法第 四十八條 に適用す る第四十八 條)
第二十三条 この法律、震災特例法又は 第二十五 項又は準 用通則法(震 災特例法第 四十八條に 適用する第 四十八條)	この法律、震災特例法
第二十九 同 第一号	同じ。及び東日本大震災法 律援助契約 弁護士等(震 災特例法第 三十一條第 一項第一号 に規定する 東日本大震 災法律援助 契約弁護士 等)以下同 じ。
第三十 同 第一号	同じ。及び東日本大震災法 律援助契約 弁護士等(震 災特例法第 三十一條第 一項第一号 に規定する 東日本大震 災法律援助 契約弁護士 等)以下同 じ。

第二十九 第三十五
条第八項
第一項
第二号

第三十 前項の業
務及び東日本大震
災法律援助事業(震災特
例法第三十
一条第一項に規定する
東日本大震
災法律援助
事業をいう。以下同じ。)

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

第三十 前二項の業務又は東日本大
震災法律援助事業

条第一項 契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等	条第三十五項 契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等	条第四十二項 この法律	第四十二項 前項	第四十六項 以外の業	第四十六項 第一項	第四十六項 前各項	第四十八項 前各項	第四十八項 前各項	第四十八項 前各項
契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等	この法律、震災特例法	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項	以外の業務並びに東日本大震災法律援助事業	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前二項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前二項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前二項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前二項
震災法律援助契約弁護士等	震災法律援助契約弁護士等	この法律、震災特例法	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項	震災法律援助事業	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前二項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前二項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前二項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前二項

(法務省令への委任)
第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。
附則
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (準備行為)
第二条 支援センターは、この法律の施行の前日においても、東日本大震災法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。
第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事実については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
 3 この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条(同条の表第十九条第二項第二号の項、第二十三号第五項の項、第四十九条第一号の項、第五十四号第一項第一号の項及び第五十四号第一項第四号の項に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
 5 前三項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。
 (罰則に関する経過措置)
第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。
附則 (平成二七年三月三一日法律第四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成二八年六月三日法律第五三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成三〇年三月三一日法律第五号)
 この法律は、公布の日から施行する。